

## 水田利用再編対策と

## 粗飼料の平衡給与

宮崎県営農指導課  
専門技術員

渡辺盛吾

## 1. 粗飼料自給の現状

宮崎県の草地、飼料作物栽培は 36,000 ha を超えるに至り、27,000頭の乳用牛、190,000頭の肉用牛を擁する。

暖地飼料作物の代表であるソルゴーは全国比20%の作付で、単位生産量も全国比をわずかに上回り、一方、青刈とうもろこしは6.4%とやゝ低いが、単位生産量は134%と遙かに高く、宮崎県にける夏作の両横綱となっている。

冬作はイタリアンライグラスを主として、昭和40年代から急速に作付が伸び、ゲンゲと大きく交代劇を演じながら止まるところを知らないが、常にくり返されていることは、季節的青刈粗飼料の枯渇であり、周年的な青刈生産が可能であるという暖地の自然条件が災いして、俗にいわれる「端境期」に悩まされている農家が、跡を絶たないのである。

かつては一般的に栽培面積の拡大、単位生産力の量、質的向上を目指してきたのであるが、機運に乗じてか栽培面積の拡大を上回る大家畜数の伸びが、粗飼料の絶対量不足と端境不足に拍車をかけており、畜産物需給の危機にあるというのに、適切な代替策が指向されない限りこれらの悪循環は止るところを知らない。

宮崎県の場合、霧島連山東麓の高台が県下の60%を占める畜産地帯で、水田転作における標準的飼料栽培は別表のとおりであるが、これにトウモロコシ・ソルゴーの混播・青刈水稲・青刈ヒエ、そしてホールクロップとしての夏播き麦が加えられる傾向にある。

化学肥料の施用傾向は「飼料作専用化」しつつある。磷酸安加里1号(S552)が主力となって、これに土壤改良剤としてのヨーリン・マグカル、追肥はNKC-3号といったものが、大体において定着している。

さて大まかに、宮崎県の栽培粗飼料自給率を推定すると、次のとおりである。

## 1) 粗飼料の必要量(1日当)

- |         |                |                  |
|---------|----------------|------------------|
| (1) 乳用牛 | 27千頭×0.5 t×0.1 | ……………1,350 t     |
| (2) 肉用牛 | 190千頭×0.4      | ×0.1……………7,600 t |
| 年間      | 9,000 t×365日   | ……………3,285,000 t |

## 2) 栽培粗飼料の自給量

- |          |                 |                   |
|----------|-----------------|-------------------|
| (1) 飼料作物 | 33,101 ha×60 t  | ……………1,986,060 t  |
| (2) 草地   | 4,600 ha×40 t   | ……………184,000 t    |
| (3) イナワラ |                 | 345,400 t         |
| 水稲       | 37,000 ha×3 t×4 | ……………592,000      |
|          |                 | ×0.55……………325,600 |
| 陸稲       | 3,000           | ×3 t×4……………36,000 |
|          |                 | ×0.55……………19,800  |

すなわち2)/1)×100……14.8%の不足が窺われるのであるが、イナワラすべてを飼料化してもこのような状態で、実際の飼料向け利用率は55%程度となっているので自給率はさらに低下し76.6%となり、TDN70%の自給率を目標とすべきときに、粗飼料の自給率が70%台といった現実に当面し、個々の経営設計とともに、県全体としての自給率向上に改めて取組まざるを得ない折も折、水田利用再編の声がかかったのであるが、ピンチこそチャンスとしてとらえ直すべきだと思うのである。

現に個々の畜産農家の実状をみると、畑作中心、水田作中心にそれぞれに規模の大小があり、粗飼料自給率(平衡給与)にも千差万別の観を呈し、安定平衡給与型をとるものから、常時端境の農家に至るまで、正に過渡期的様相の中にあると云って過言ではあるまい。

そこで水田利用再編対策の波に乗じて、より具体的に平衡給与体系を指向し、地域性のある飼料作物を適正に拡大導入することにより、まず量の確保、次いで貯蔵飼料(つなぎ貯蔵を含む)の確保、さらに質的生産の向上を示唆し、畜産経営安定の基盤を助長すべき機に到ったとすべきではなからうか。

## 2. 水田利用再編の手順

一般的な方策については、それぞれ国・県の手によって示されているが、具体的な飼料作物部門での再編は当該地域における大家畜の増頭計画と、この際、平衡給与を意図した粗飼料の需給バランスとを充分考慮に入れ、関連する飼料畑・転換水田での導入種類、品種の選択、生産の指向とによって、飼料作物そのものの転作量を示唆するよう手順を踏むべきで、安易な飼料作物への転換

